

平成30年7月豪雨で被災された皆さんへ

平成30年7月24日

市役所からのお知らせ

このたびの豪雨で被災されました皆さんに、心からお見舞い申し上げます。
市では、皆様の一日も早い生活の再建に向けて、取り組みを進めております。
次の事項についてお知らせいたします。

国保・介護・後期高齢の保険料の減免

◆国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料を減免

【対象】住居が全壊・半壊、床上浸水した人

【減免額】①国民健康保険料は全壊・半壊：全額、床上浸水：1/2

②介護保険料は全壊・半壊：全額、床上浸水：1/2 ③後期高齢者医療保険料（所得要件あり）は全壊・半壊：損害割合により1/2～全額、床上浸水：1/2

【対象となる保険料】①②は7月～12月相当分 ③は7月～来年6月相当分

【受付期間】①②は12月28日（金）まで ③は来年7月4日（休）まで

【受付場所】市役所、西支所、加佐分室

【必要なもの】印鑑、保険証、口座番号のわかるもの

【その他】保険証の再発行や今後の納付が困難な人はご相談を。
対象保険料納付済の場合は還付。後期高齢者医療保険料の減免
は京都府後期高齢者医療広域連合の制度により実施します。

【問い合わせ先】①③は保険医療課（①☎ 66・1003、③☎ 66・1075）
②は高齢者支援課（☎ 66・1013）、西支所保健福祉係（☎ 77・2263）

国保・介護・後期高齢の自己負担の減免

（国の特別支援措置により実施）

◆国民健康保険・介護保険サービス・後期高齢者医療の自己負担（一部負担金）を減免

【対象】住居が全壊・半壊、床上浸水した人 【減免額】全額

【対象となる負担金】①国民健康保険加入者の一部負担金②介護サービスの利用者負担額③後期高齢者医療加入者の一部負担金

※入院・入所時の食費・居住費、柔整、あんま、マッサージ等は対象外。
①②は証明書を発行。③は医療機関窓口での申し出で実施。

【減免期間】7月5日～10月末の受診・利用分

【問い合わせ先】①③は保険医療課（①☎ 66・1106、③☎ 66・1075）、
②は高齢者支援課（☎ 66・1013）、西支所保健福祉係（☎ 77・2263）

「特定非常災害」の指定による法的措置について

平成30年7月豪雨災害は、国において「特定非常災害」に指定されたことから、運転免許のような許認可等の延長措置や法令上の義務を履行できない場合の免責措置等が以下のとおり講じられます。
①運転免許のような許認可等の存続期間（有効期間）の延長②事業報告書の提出などの法令上の義務を履行できない場合の免責期限の設定③法人に係る破産手続き開始の決定の留保④相続放棄等の熟慮期間の延長⑤民事調停の申立手数料の免除など

【問い合わせ先】総務省行政管理局管理官室（☎ 03・5253・5353）

被災ごみ

被災ごみの収集は終了しました。

今後は、通常どおりの処理をお願いします。

【問い合わせ先】生活環境課（☎ 66・1005）

農業災害ボランティアを派遣

【活動日時】毎週土・日曜日 9時～16時

【派遣期間】7月21日（土）～8月5日（日）（予定）

【派遣内容】被災した農家等が依頼する農地のごみや作物の片付け等の作業で人力で行えるもの。

【派遣人数】3～10人程度（その他、相談に応じます）

【派遣の決定】事前に現地を依頼者立会の上、確認し決定します。

【問い合わせ先】まいづる農業災害ボランティアセンター事務局（農林課内、☎ 66・1023）

災害援護資金貸付金

◆災害救助法による支援

【対象】①住居が半壊以上の損害を受けた世帯②住居の損害はないが、家財が概ね1/3以上損害を受けた世帯

【貸付限度額】①全壊：350万円以内、半壊：270万円以内②家財：250万円以内※ただし、連帯保証人が必要。利子が発生します。世帯の所得により貸付できない場合があります。被災世帯の状況により、貸付限度額が異なります

【問い合わせ先】福祉企画課（☎ 66・1011）

学用品の支給

住家の全壊、半壊、床上浸水により、学用品を喪失または損傷し、就学上支障のある小・中学校の児童・生徒に対して、学用品を支給します。

【対象品目】①教科書・教材②文房具、通学用品、その他学用品

【基準額】①実費 ②1人あたり①小学生…4,400円以内、②中学生…4,700円以内

【支給方法】在籍の学校を通じて支給

【問い合わせ先】学校教育課（☎ 66・1072）

農地漂着ごみの処理

今回の豪雨により上流から農地等に漂着した大量のごみについて、各地区の皆さんによる地域活動を支援するため、集積していただいたごみを回収・処分します。

【対象となるごみ】農道、水路、農業用施設および農地等に漂着した大量のごみ※土砂は回収できません

【地域における作業内容】①植物系、金属類、廃プラスチックの3分類での集積・分別を実施②50kg以下の植物系ごみは透明なごみ袋に入れる

【集積場所】4トン車程度の回収車両が進入できる場所

【回収日時】①申請地区や回収業者と調整の上決定②回収期限は8月31日（金）まで【申請者】自治会長か農事組合長

【問い合わせ先】農林課（☎ 66・1023）

裏面あり

再生家具などを無料で提供

- 【対象】全壊・半壊、床上浸水した世帯 【点数】約40点
【展示と申し込み期間】8月3日(金)まで(土・日曜日を含む)
の8時30分～16時30分
【申し込み方法】所定の用紙(リサイクルプラザに備え付け)
で。り災証明書の提示が必要。
【その他】1世帯3点(多数の場合抽選)
【問い合わせ先】リサイクルプラザ(☎64・7222)

被災住宅の応急修理

◆災害救助法による支援

- 必要最小限の応急的な修理を市が実施。
- 【対象】自ら修理をすることが困難で次の条件を満たす世帯◆家屋
が半壊以上の被害を受けた◆市営住宅などに避難していない◆応
急修理を実施することで居住可能となる※被災状況の写真が必要
【支援内容】1世帯58万4千円以内の修理
【問い合わせ先】都市計画課(☎66・1048)

被災住宅の再建等への補助

- 【対象者】市内の住居に自ら居住し、床上浸水以上の被害を受け、
り災証明が発行される人。
- 【対象経費と補助限度額】

①被災住宅の再建等の経費など(持家が対象)

被災区分	建替・購入	補修	賃借
大規模半壊	250万円	150万円	100万円
半壊	150万円	-	-
一部破損・床上浸水	50万円	-	-

②清掃費、家具・家電製品購入費等

- 5万円(ただし①も利用される場合は、①の補助限度額に含みます)。
③災害復興住宅融資(建替、購入、補修)の返済に要する経費
のうち対象融資の貸付実行日から5年以内の利息相当額(対象
となる融資額は上限あり)。
- 【申請受け付け】受け付けは8月9日(木)予定の市議会臨時会予
算議決後の8月10日(金)から開始予定(土・日曜を除く)
- 【受け付け場所】都市計画課、西支所、加佐分室
- 【その他】申請には「り災証明」「住民票」「工事見積書」「契約
書」の添付が必要。工事着手前と完成後の写真が必要。
- 【問い合わせ先】都市計画課(☎66・1048)

幼稚園・保育所(園)の保育料を減免

- 【対象】住家が全壊・半壊、床上浸水の被害を受けられた人
【減免額】◆全壊・半壊…全額 ◆床上浸水…1/2
【減免期間】7月～12月分
【申請手続き】各幼稚園・保育所(園)を通じてお知らせ
【問い合わせ先】幼稚園・保育所課(☎66・1009)

仮住居の提供

- 住宅の損壊や床上浸水などにより、住める住居がなくなった
被災者に、仮住居として市営住宅と府営住宅を提供します。対
象者はり災した日から30日を経過していない世帯で期間は原
則入居日から1年以内。
- 【問い合わせ先】都市計画課(☎66・1050)

放課後児童クラブの利用料を減免

- 【対象】住家が全壊・半壊、床上浸水の被害を受けた人
【減免額】◆全壊・半壊…全額 ◆床上浸水…1/2
【減免期間】7月～12月分
【申請手続き】申請書にり災証明書を添付し子ども支援課へ。
【問い合わせ先】子ども支援課(☎66・1008)

金融機関などの対応

各金融機関や証券会社、保険会社、電子債権記録機関では、被
災したことによる通帳の紛失などの場合に被災状況などをふま
えた措置を行います。詳しくは各金融機関などへお問い合わせを。
【問い合わせ先】近畿財務局京都財務事務所理財課(☎075・752・1419)

国民年金保険料の免除

- 【対象】住居や家財などの財産につき被害額がおおむね
1/2以上の損害を受けた世帯の「第1号被保険者」。
【免除額】全額 【免除期間】6月～平成32年6月分
※ただし、平成31年7月分以降については来年度改めて免除
の申請が必要
【問い合わせ先】障害福祉・国民年金課(☎66・1004)
西支所市民・年金係(☎77・2257)

障害福祉サービス等の利用者負担額の減免

- ◆障害福祉サービス・障害児通所支援などの利用者負担月
額を減免 【対象】住居が全壊・半壊した人 【減免額】全額
【減免期間】7月～12月
【問い合わせ先】障害福祉・国民年金課(☎66・1033、 Fax
62・7957)、子ども支援課(☎66・1094、 Fax 62・7957)

災害土砂の収集

家庭に流れ込んだ土砂は、土のう袋に入れて、まとめて道路
に出し、土木課へご連絡を。収集は7月25日(火)まで。土のう
袋は市役所、西支所、大浦会館、加佐分室で配布中。事業所や
農地などの土砂は収集できません。

【問い合わせ先】土木課(☎66・1053)

中小企業等の設備資金を支援

- 《大規模な設備の更新など》【補助率】15/100以内、上限100万円
《小規模な機器の修繕など》【補助率】1/2以内、上限10万円
《災害対策緊急資金融資による資金調達》【融資額】有担保2億円まで、無担保8,000万円まで 【利率】年0.9% (固定金利)
【償還期間】10年以内(措置2年以内) 【保証】信用保証協会の保
証が必要(保証料率①通常枠0.35～1.6%②セーフティネット枠0.9%
(一律)) 【取り扱い期間】①来年3月31日(木)まで(予定)②10
月16日(火)まで※り災(被災)証明書が必要
【問い合わせ先】中丹広域振興局商工労働観光室(☎62・
2506)

農業の復興支援

被災したパイプハウスなどの農業用施設再建等の支援につ
いては、決まり次第お知らせします。

《農林課》

表面あり